

No.	質 問	回 答
1	単体規定の審査の演習問題2の解答では、根拠条文:令第107条第一号や令第115条の3第三号と記載されている解答があった。根拠条文とあったので、『第●項』まで書けばいいのか、書かなくてもよいのかがよくわからなかった。	建築基準法施行令第107条や第115条の3に『第●項』はありません。(法令集でご確認ください)よって、令第107条第一号、令第115条の3第三号との書き方になります。
2	集団規定の天空率算定の説明内において、適合建築物の立上げ位置について、計画建築物と同様の後退位置として設定する必要がある旨説明がありました。適合建築物の立上げ位置は各道路境界線から建物後退位置までの間であれば、設計者が自由に設定できる(有利側で設定するも可)という認識でしたが、適合建築物立上げ位置について後退考慮は、必須なのでしょうか。	ご指摘の通りです。説明内容に誤りがありましたので訂正します。令第135条の6第1項第二号において「当該建築物の前面道路の境界線からの後退距離…が、…適合建築物の前面道路の境界線からの後退距離以上であること。」(中略)と定められています。よって、適合建築物の立ち上げ位置は、道路境界線から計画建築物の後退位置の間で任意とすることができます。